

6 財政調整

目次

1	基本的な考え方	財政- 1
2	財政調整制度の設計	財政- 7
3	財政調整制度の検証	財政- 28
	参考資料	財政- 32

◆資料中、特段の注記がない限り、下記のとおりとしている。

- (1) 「一般財源」とは、財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるもので、地方税、地方譲与税、税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、地方交付税（臨時財政対策債を含む）などをいう
- (2) 「歳入」に係る金額については、(1)の「一般財源」の額
- (3) 「歳出」に係る金額については、歳出において(1)の「一般財源」を充てた金額の合計額

1 基本的な考え方

(1) 財政調整の必要性

特別区の設置に伴って必要な財政面の課題への対応

1. 特別区と大阪府の事務分担（案）による財源の過不足の解消 【財政-1参照】

2. 特別区間における税源偏在による収支の不均衡の是正 【財政-2参照】

1. 特別区と大阪府の事務分担（案）による財源の過不足の解消

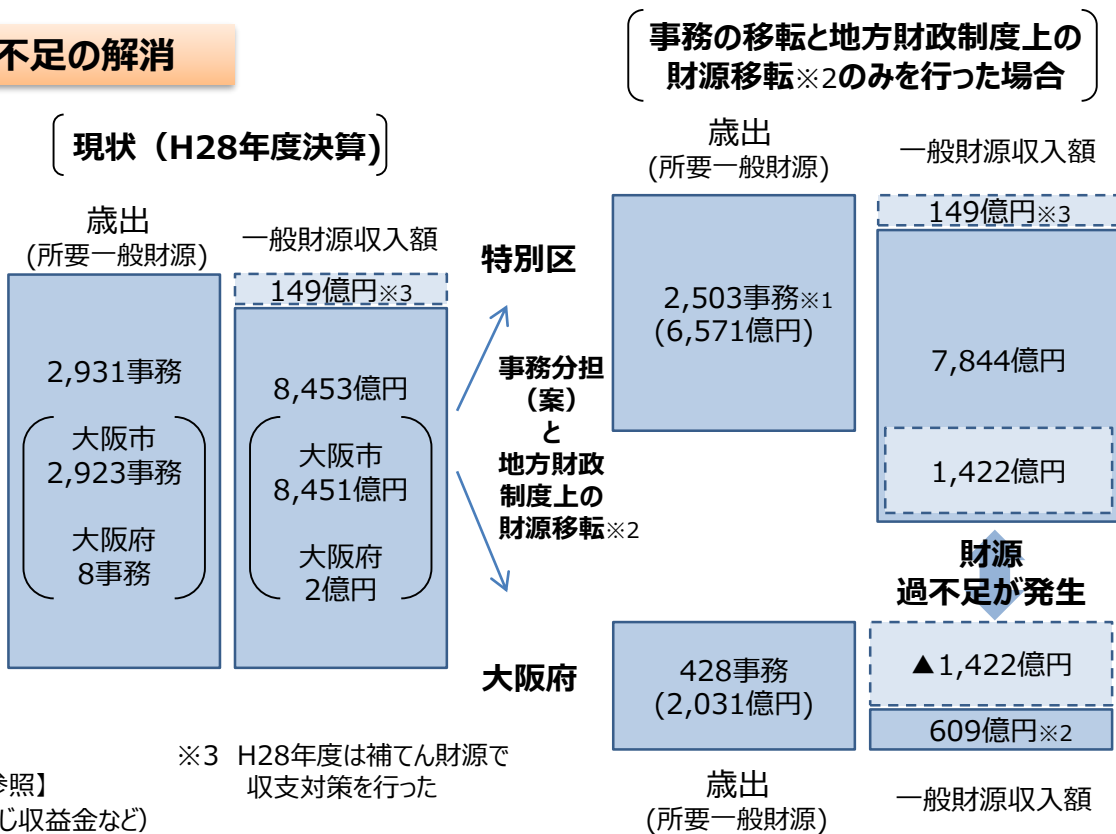
～事務分担（案）による財源の過不足～

- ◆事務分担（案）により、大阪府・大阪市の計2,931事務から特別区に2,503事務、大阪府に428事務を仕分け
- ◆それらに対応する歳出には、特別区で6,571億円、大阪府で2,031億円の一般財源が必要
- ◆他方で、特別区と大阪府間で移転する一般財源(※2)が609億円に留まるため、1,422億円の財源過不足が発生

※1 終了事務91を含む

※2 地方財政制度により大阪府に移転されることとなる財源【財政-4下部の※2参照】

(例：地方譲与税の一部・税関連交付金の一部・地方交付税の一部・宝くじ収益金など)



2. 特別区間における税源偏在による収支の不均衡の是正

～特別区間の税源偏在の状況～

- ◆現在の中央区・北区を含む特別区への税の集中により、特別区間の税収格差が大きい

H28年度税収※	特別区間の格差 (人口一人当たり)
6,595億円	2.0倍 (最大中央区/最小天王寺区)

※税収：個人・法人市民税、固定資産税、都市計画税等

一般の道府県・市町村とは異なる事務分担やそれに応じた税源配分に対応するため 現行法上の「都区財政調整制度」の仕組みを適用

■ 都区財政調整制度

- 都と特別区との間には、「都区制度」が適用され、事務分担の特例に伴う税制上の特例とともに、都と特別区及び特別区相互間における財政調整制度が設けられている

〈地方自治法第282条第1項〉

都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令の定めるところにより、条例で特別区財政調整交付金を交付するものとする

※ 一般的な制度として設けられているが、現状は東京都と23特別区にしか適用されていない

【税制上の特例（都税とされている市町村民税）】

普通税	法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税
目的税	事業所税、都市計画税

〈地方税法〉 第734条第1項及び第2項第2号、第735条第1項

■ 地方交付税の合算算定

- 地方交付税法の都の特例として、都全域を道府県とみなし、特別区全域を一つの市とみなして、合算して算定することとされている

〈地方制度調査会答申(H25.6.25)〉

- ・道府県における特別区の設置によって、国や他の地方公共団体の財政に影響が生じないように特に留意すべき
- ・指定都市を特別区に分割した場合、現行制度と同様に、地方交付税の算定については、特別区を一つの市とみなすことが必要
- ・道府県と特別区の事務の分担や税源の配分が一般の道府県と市町村と異なることから、現行の都区合算制度と同様の仕組みによることが基本となることに留意すべき 【財政-25参照】

1 基本的な考え方

(2) 制度検討における方向性

「都区財政調整制度」の導入に当たっては、現行の住民サービスを適切に提供できるよう、**事務分担（案）のもと、特別区と大阪府間の適切な財源配分と大阪の実情に応じた制度の構築**をめざすあわせて、**透明性が高く特別区重視の制度運用**をめざす

【Ⅰ】 事務分担（案）に応じた財源の配分 【財政-4参照】

- ◆大阪市が現在実施している住民サービスを特別区と大阪府が適切に提供できるよう、特別区と大阪府の事務分担（案）や、特別区間における税源格差などに対応した財源配分ルールを構築

【Ⅱ】 大阪の実情を踏まえた仕組みづくり 【財政-5.6参照】

- ◆大阪府・大阪市ともに交付税の交付団体であること、生活保護費などの行政需要の大きな格差の存在、目的税が充当されている事業の状況など、大阪の実情を踏まえた制度設計

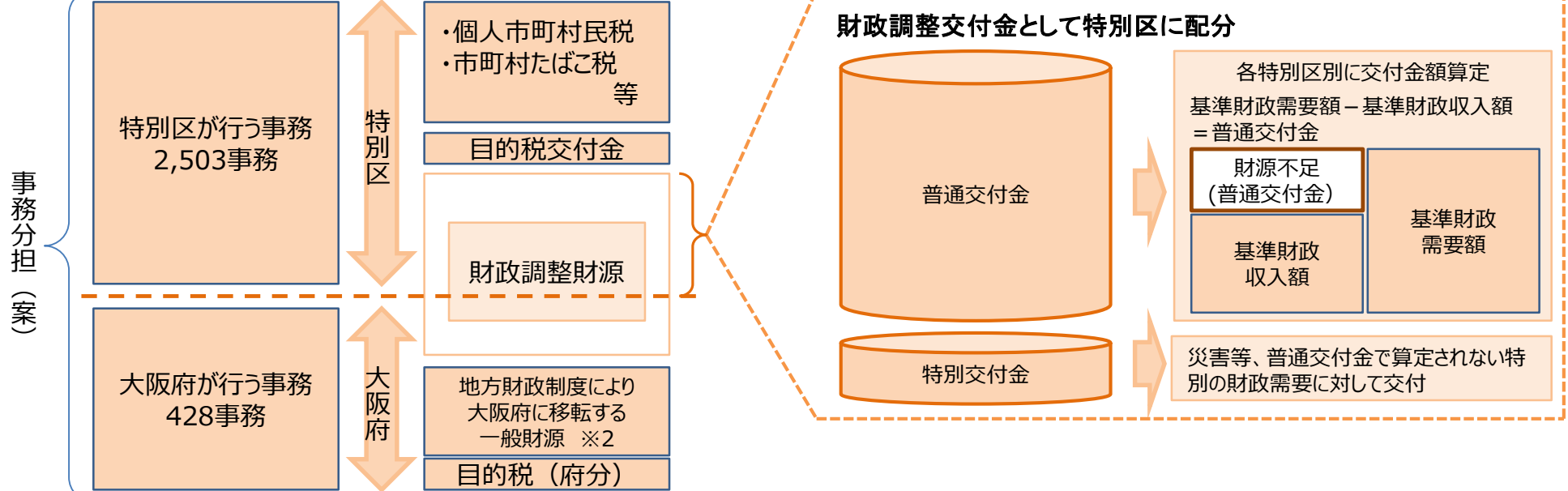
【Ⅲ】 財政調整制度の適切な運用 【財政-6参照】

- ◆住民が理解しやすい透明性の高い制度運用を行えるよう、財政調整財源を特別会計で区分経理するとともに、大阪府・特別区協議会（仮称）についても、特別区重視の協議のあり方をめざす

【I】 事務分担（案）に応じた財源の配分

- 大阪市が現在実施している住民サービスを適切に提供できるよう、特別区と大阪府の事務分担（案）に応じた財源配分ルールを構築
- 特別区間の税源や行政需要の偏在による収支不均衡を是正する制度を設計

◆財源配分ルールのイメージ



※1 一般財源とは、財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるもので、地方税・地方譲与税・税交付金・地方交付税（臨時財政対策債を含む）等をいう

※2 地方財政制度により大阪府に移転する一般財源・・・下記の一般財源が移転される

- ・地方譲与税・税関連交付金：政令指定都市が行う国府道管理に対して交付される地方揮発油譲与税、軽油引取税交付金や、国有資産等所在市町村交付金、特別とん譲与税等が事務移管・法令等により大阪府に移転する
- ・地方交付税：基準財政需要額の算定において、大阪府へ事務移管する「国府道管理」や「病院」、「大学」などが都道府県分に移転して算定される
- ・宝くじ収益金：制度上、都道府県及び政令指定都市が宝くじの発行主体となっているため、収益金が大阪府の収入に移転する

1 基本的な考え方

【Ⅱ】 大阪の実情を踏まえた仕組みづくり

大阪府・大阪市ともに交付団体

- 大阪府・大阪市がともに地方交付税の交付団体である実情を踏まえ、現行法上の財政調整財源に加えて、地方交付税相当額（市町村算定分）【臨時財政対策債を含む】※を特別区に配分する制度を設計

◆地方交付税（臨時財政対策債を含む）の額（H28年度決算）

大阪府 4,283億円（地方交付税2,764億円、臨時財政対策債1,519億円）
 大阪市 884億円（地方交付税 329億円、臨時財政対策債555億円）

※特に記載のある場合を除き、以下「地方交付税相当額」という

生活保護費などの各特別区間の格差

- 生活保護費などの扶助費の割合が高く、各特別区間でも格差が大きい
- こうした義務度の高い経費については、各特別区の実態に応じて財源を配分

- ・大阪市の歳出に占める生活保護などの扶助費は約3割。うち、生活保護費が占める割合は5割以上
- ・人口一人当たりの歳出の区間格差が1.2倍
 （生活保護費を除くと人口一人当たりの歳出の区間格差は1.0倍）
- ・人口一人当たりの生活保護費の区間格差が2.8倍

	歳出 (人口一人当たり)	生活保護費を 除く歳出 (人口一人当たり)	生活保護費 (人口一人当たり)
最大区	(中央区) 261千円	(天王寺区) 213千円	(中央区) 48千円
最小区	(北区) 223千円	(北区) 205千円	(北区) 17千円
格差	1.2倍	1.0倍	2.8倍

(所要一般財源)
(H28年度決算値)

都市機能の維持・向上のための目的税活用

- 大阪の都市機能を維持・向上するために目的税（都市計画税・事業所税）が活用されてきた経緯を踏まえ、事務分担（案）に応じた目的税の配分ルールを構築

◆目的税二税の実績

(億円)

年度	H24	H25	H26	H27	H28
都市計画税	541	545	551	551	560
事業所税	254	254	263	268	273

(数字は決算額)

※東京では、都市計画税の一部(9%程度)が都から特別区に交付

◆目的税二税の充当事業（H28年度実績）

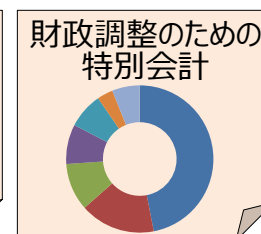
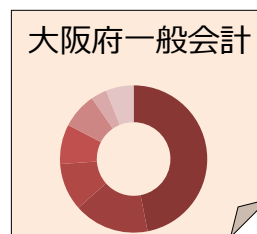
都市計画税	街路・都市公園・高速道路・高速鉄道・鉄道整備・再開発・区画整理
事業所税	文化推進施策・公園・下水道・河川・橋りょう・廃棄物処理施設・社会福祉施設・学校施設・教育文化施設・街路・区画整理・高速鉄道（地下鉄工レベーター設置補助等）

【Ⅲ】 財政調整制度の適切な運用

- 事務分担（案）に応じて、財源を特別区と大阪府に配分するという制度の趣旨を踏まえ、住民理解が得られる透明性の高い制度運用が必要
- 透明性を高めるための会計区分の明確化や、大阪府・特別区協議会(仮称)における大阪独自の仕組みづくり

◆透明性を高めるための会計区分の明確化

・大阪府・特別区協議会(仮称)における仕組みづくり



2 財政調整制度の設計

○現行法上の「都区財政調整制度」の仕組みを適用しながら、大阪が現在実施している住民サービスを適切に提供できるよう、財源の配分を行うとともに、大阪の実情を踏まえた制度設計を行う

〔留意点〕

- 財政調整制度は限られた財源を配分するもの
- あらかじめ見込まれる通常収支不足※や、突発的な歳出の増加などによる収支の悪化に対しては、財政調整とは別に行財政改革等の取り組みが必要

※ 「通常収支」は、補てん財源を活用しない収支のこと

<p>税制上の特例 (府税とされる市町村税)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の市町村民税を府税として大阪府が徴収 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 普通税三税 (法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税) ➢ 目的税二税 (都市計画税、事業所税) 	<p><地方税法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通税三税 ・ 目的税二税
<p>地方交付税の 合算算定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方交付税は、地方交付税法に則り、特別区全域を一つの市とみなし、大阪府と合わせて算定 ・ 臨時財政対策債 (市町村算定分※) は特別区で発行 (特別区全域を一つの市とみなして発行可能額を算定し、総務大臣が特別区ごとに按分) <p>※大阪府に移転する地方交付税の一部は、臨時財政対策債として大阪府が発行</p>	<p><東京都></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方交付税法上、都の特例として合算算定 (ただし、東京都は不交付団体)

財政調整財源の配分

<p>財政調整財源 【財政-11参照】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通税三税 (法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税) ・ 法人事業税交付金相当額 ※ 令和元年度創設 ・ 地方交付税相当額 	<p><地方自治法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通税三税 ・ 法人事業税交付金相当額
<p>財政調整財源の配分 (特別区と大阪府間の配分) 【財政-13参照】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別区と大阪府それぞれの事務分担 (案) に応じてサービスを提供できるよう過去の実績を勘案し財源を配分 ・ 配分割合は、特別区78.7%、大阪府21.3% (過去3年間の平均値) ※市立高校の大阪府への移管による影響額を勘案 ・ 特別区設置の日までの地方財政制度の動向などを踏まえて、必要に応じて知事と市長で調整 ・ 特別区の設置から10年間は、各年度20億円を特別区に特別加算 	<p><東京都></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配分割合は、特別区55%、都45%

特別区間の配分について

特別区財政調整交付金の算定

【財政-15.16参照】

- 財政調整財源の各特別区への配分は、特別区財政調整交付金として交付
- 普通交付金（財政調整交付金総額の94%）と特別交付金（同総額の6%）を設定

<東京都>

- 普通交付金（95%）
- 特別交付金（5%）

普通交付金の算定

【財政-16参照】

- 地方交付税に準じた算定方法による配分
各特別区ごとに基準財政需要額及び基準財政収入額を算定し、不足額を交付

$$\text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額} = \text{財源不足額}$$

a) 基準財政需要額

- 地方交付税の算定に準拠
- 大阪特有の実情を反映するため生活保護費等の義務度の高い経費を加算（生活保護費、児童扶養手当）
- 大阪市内で発行した地方債（既発債）の償還に係る費用を全額加算
- 単独の事業を行う財源枠を加算

b) 基準財政収入額

- 地方税収入等に基準税率85%を乗じる

<東京都>

- 地方交付税の算定に準拠
- その他行政費として基準税率差10%相当分を特別区の人口比で配分

<地方自治法施行令>

- 基準税率85%

特別交付金の算定

【財政-16参照】

- 特別な財政需要等に応じて配分
- 特別区設置後当面の間はサービスの継続性や安定性に重点を置いて配分

<東京都>

- 特別な財政需要等に応じて配分

2 財政調整制度の設計

目的税交付金の創設

【財政-19参照】

特別区と大阪府間の配分

- 目的税二税（都市計画税、事業所税）は、事務分担（案）に応じて、特別区と大阪府双方の事業に充当
- 大阪市の過去の事業実績を勘案し、配分割合は、特別区53%、大阪府47%（過去3年間の平均値）
- 特別区設置の日までの充当事業の状況などを踏まえて、必要に応じて知事と市長で調整

<東京都>
 ・特別区6%、都94%
 （H30予算ベース）

特別区間の配分

- 特別区に配分される目的税二税は、目的税交付金として各特別区に配分
- 各特別区への配分は、次のとおり算定
 - 既に着手している区画整理事業や連続立体交差事業などの大規模事業は優先的に配分
 - 残りは、各特別区の人口及び面積といった客観的指標で配分

<東京都>
 ・都市計画交付金（国庫補助が採択された都市計画事業に限定）

公債費（既発債）

【財政-20参照】

公債費の負担

- 発行済みの大阪市債（既発債）は、大阪府に一元化して承継し償還
- 償還に係る公債費の負担割合は、特別区72%、大阪府28%（既発債の残高を事務分担(案)により区分）
- 各特別区が大阪府に償還負担金を支出して、大阪府が一括で償還
- 公債費の負担は、財政調整財源及び目的税二税によって財源を確保

透明性の確保

透明性の高い 会計の仕組み

【財政-21参照】

- ・ 財政調整制度における特別区と大阪府に係る経理は全て「財政調整特別会計（仮称）」で行う
- ・ 普通税三税及び目的税二税は、「財政調整特別会計」で直接歳入
- ・ 財務リスクへの引当財源として大阪府に承継した基金を管理

<東京都>

- ・ 財政調整財源（普通税三税）・目的税二税を一般会計で歳入
- ・ 財政調整交付金総額を特別会計へ繰出し

大阪府・特別 区協議会(仮 称)における検 証・協議

【財政-22参照】

〔財政調整財源の特別区と大阪府の配分割合〕

- ・ 特別区と大阪府の配分割合が適正であることについて、原則として大阪府側が説明責任を負う
 - ・ 大阪府から財政調整制度の運用状況等の報告を行うなど毎年度検証を行ったうえ、必要に応じて協議を行う
 - ・ 配分割合は、税制改正など地方財政制度に大きな変更があった場合には、適宜検証・協議
- ### 〔特別区間の交付基準〕
- ・ 地方交付税制度や地方財政計画の動向等を踏まえて、毎年度精査

その他

財源不足が生 じた場合の当 面の対応

【財政-24参照】

- ・ 特別区設置後当面の間に財源不足が生じた場合の対応として、必要に応じて、財務リスクへの引当財源として大阪府が管理する基金の活用により、特別区の財政運営が円滑に行われる仕組みを検討

2 財政調整制度の設計 ～財政調整財源～

(1) 財政調整財源の選択について

○現行法上の普通税三税・法人事業税交付金相当額に加え、地方交付税相当額を財政調整財源とする

財政調整財源	財政調整財源とする理由など
現行法上の普通税三税 ・法人市町村民税 ・固定資産税 ・特別土地保有税 法人事業税交付金相当額※	・財政調整では、「特別区と大阪府間の財源配分」と「特別区相互間の財源調整」に対応する必要があるため、 一定の税収規模があり、かつ、税源が偏在している税目 を選択
地方交付税相当額	・大阪府・大阪市ともに交付団体であり、地方交付税相当額についても財源を移転する仕組みが必要

※ 令和元年度創設

◆ 普通税三税の選択

主要税目	H28年度税収	特別区間の格差 (人口一人当たり)
個人市町村民税	1,465億円	1.2倍
法人市町村民税	1,224億円	3.6倍
固定資産税	2,750億円	2.4倍
都市計画税	560億円	2.1倍
事業所税	273億円	2.7倍
市町村たばこ税	301億円	1.5倍

「法人市町村民税」及び「固定資産税」

➢ 一定の税収規模があり、かつ税源が偏在している
⇒ 財政調整財源にふさわしい

「都市計画税」及び「事業所税」(目的税)

➢ 税源が偏在しているものの、法令上使用目的が制限されている(地方税法701条の73、702条)
⇒ 目的税としての用途を明確にするため
「目的税交付金制度」による配分 【財政-19参照】

(注) 特別土地保有税は課税停止中

(2) 地方交付税相当額を財政調整財源とする必要性について

○大阪府・大阪市ともに地方交付税の交付団体

- ・大阪府・大阪市ともに、地方交付税の交付団体であり、こうした財政の実情に応じた制度設計が必要

○制度の安定的な運営

- ・財政調整財源の特別区と大阪府間の配分試算【財政-14参照】によると、特別区の財政調整に必要な財源が3,633億円であるのに対し、普通税三税は3,974億円【財政-11参照】であり、普通税三税だけで財政調整を安定的にカバーできない状況
- ・制度を安定的に運営していくためには、地方交付税相当額を加えることが不可欠

◆地方自治法上、財政調整財源は普通税三税（法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税）及び法人事業税交付金相当額に限られていることから、法改正が必要

2 財政調整制度の設計 ～財政調整財源の配分の考え方～

(1) 特別区と大阪府間の配分割合

- 事務分担（案）に応じて、特別区と大阪府間の適切な財源配分を行う
- 配分割合は、特別区78.7%、大阪府21.3%
 - ※下記の算定方法（案）により、過去3年間の配分割合を算出し、その平均値とする
- なお、特別区設置の日までの地方財政制度の動向などを踏まえて、必要に応じて知事と市長で調整するものとする
- 特別区の設置から10年間は、各年度20億円を特別区に特別加算

◆算定方法（案）

1) 歳出側の算定

- 大阪市の歳出決算額から、事務分担（案）に応じて、特別区が実施する事務に係る所要一般財源額（A）と大阪府が実施する事務に係る所要一般財源額（B）を算出（年度間の財政調整に係る歳出（財政調整基金積立金など）を除く）

2) 歳入側の算定

- 特別区の自主財源等（C）と地方財政制度により大阪府に移転する一般財源等（D）を算出

3) 必要財政調整額の算定

- 特別区及び大阪府の必要財政調整額（不足額）を算定
 - （E）必要財政調整額（特別区）・・・A－C
 - （F）必要財政調整額（大阪府）・・・B－D
- ⇒（G）必要財政調整額 …………… E＋F

4) 特別区と大阪府間の財政調整財源の配分割合の算定

- 必要財政調整額の特別区と大阪府の割合を財政調整財源の配分割合として算定
 - 特別区への配分割合 …… $E / G \times 100$ (%) (小数点第二位を四捨五入)
 - 大阪府への配分割合 …… $F / G \times 100$ (%) (小数点第二位を四捨五入)

5) 過去3年間の平均値を算定

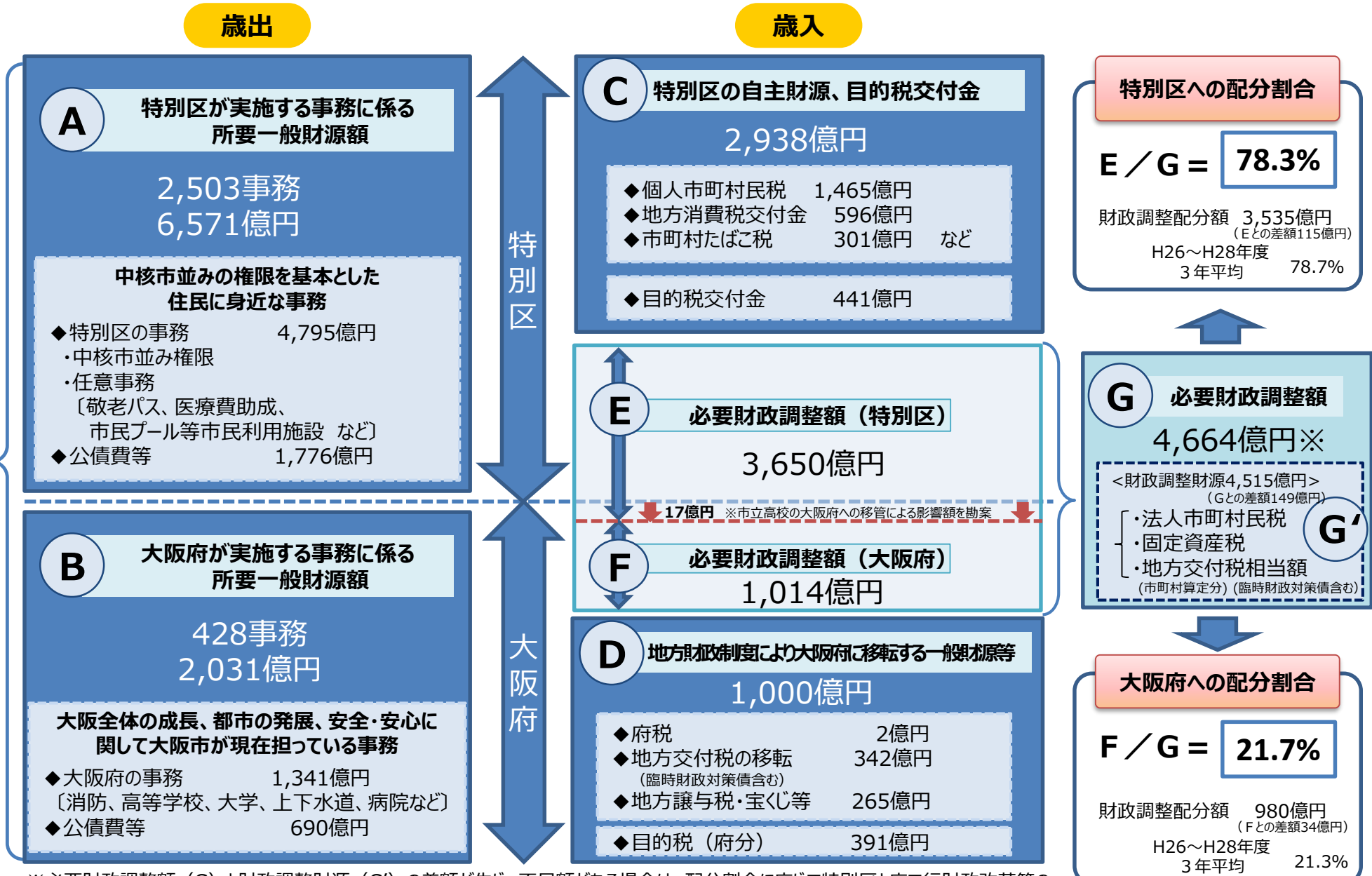
■算定結果

年度	特別区	大阪府
H28	78.3%	21.7%
H27	78.7%	21.3%
H26	79.0%	21.0%
3年平均	78.7%	21.3%

※市立高校の大阪府への移管による影響額を勘案
【財政-27参照】

◆配分割合の算出（平成28年度決算ベース試算）

特別区と大阪府に配分した事務



※必要財政調整額（G）と財政調整財源（G'）の差額が生じ、不足額がある場合は、配分割合に応じて特別区と府で行財政改革等の対応が必要。余剰額がある場合は、財源として活用が可能（H28決算では不足額149億円：うち特別区分98億円、大阪府分51億円）

2 財政調整制度の設計 ～財政調整財源の配分の考え方～

(2) 特別区財政調整交付金の算定方法

- 特別区と大阪府間の配分割合の考え方に沿って、特別区財政調整交付金の総額を以下の通り算定
- 普通税三税及び法人事業税交付金相当額だけでは、財政調整交付金の総額を安定的にカバーできないことから、地方交付税相当額に特別区への配分割合を乗じた額を大阪府条例で加算
- 上記に加え、特別区の設置から10年間は、各年度20億円を大阪府条例で特別加算

■ 特別区財政調整交付金（特別区への配分）の総額

普通税三税（法人市町村民税・固定資産税・特別土地保有税）
法人事業税交付金相当額 ※1



特別区への
配分割合



大阪府条例で
加算する額

※1 令和元年度創設

大阪府条例で加算する額

[基本]・・・臨時財政対策債の発行・償還がない状態

地方交付税相当額
(市町村算定分)



特別区への
配分割合

- 臨時財政対策債がある場合は次のとおり算定する
 - ・特別区が臨時財政対策債を発行するため、発行可能額は算定式から控除
 - ・地方交付税で措置される臨時財政対策債の償還財源は、そのまま特別区財政調整交付金で措置できるよう確保

$$\left[\left(\text{地方交付税相当額} - \text{臨時財政対策債償還財源(特別区発行分)} \times 2 \right) \times \text{特別区への配分割合} + \text{臨時財政対策債償還財源(特別区発行分)} \times 2 \right] - \text{臨時財政対策債(全発行可能額)}$$

※2「臨時財政対策債償還財源」とは、特別区設置後の年度分に係る臨時財政対策債の償還費

特別加算

決算額の積上げに基づく配分割合（過去3年間の平均値）を基本割合とした上で、特別区の設置から10年間にわたり、各年度20億円規模の財源を「大阪府条例で加算する額」として特別加算を行う

【財政-27参照】

(3) 特別区財政調整交付金の配分

○財政調整財源の各特別区への配分は、以下の仕組みで「特別区財政調整交付金」として交付

※特別区財政調整交付金は、特別区固有の一般財源（地方公共団体が自主的判断で使用できる財源）

財政調整財源	特別区財政調整交付金	78.7% ※1	普通交付金	94%	<ul style="list-style-type: none"> 地方交付税に準じた算出方法により各特別区へ配分 各特別区ごとに基準財政需要額及び基準財政収入額を算定し、不足額を交付 基準財政需要額 - 基準財政収入額 = 財源不足額 <table border="1"> <tr> <td>基準財政需要額 【財政-17参照】</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地方交付税に準じ、各経費の種類について、単位費用に測定単位や補正係数を乗じて得た額を積み上げる 大阪特有の実情を反映するため生活保護等の扶助費の実額を加算する 大阪市が過去に発行した地方債の償還に係る費用のうち特別区負担分を全額算入する </td> </tr> <tr> <td>基準財政収入額 【財政-18参照】</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地方交付税に準じた対象税目に基準税率を乗じる 標準的な地方税収入×基準税率85%+地方譲与税等 </td> </tr> </table>	基準財政需要額 【財政-17参照】	<ul style="list-style-type: none"> 地方交付税に準じ、各経費の種類について、単位費用に測定単位や補正係数を乗じて得た額を積み上げる 大阪特有の実情を反映するため生活保護等の扶助費の実額を加算する 大阪市が過去に発行した地方債の償還に係る費用のうち特別区負担分を全額算入する 	基準財政収入額 【財政-18参照】	<ul style="list-style-type: none"> 地方交付税に準じた対象税目に基準税率を乗じる 標準的な地方税収入×基準税率85%+地方譲与税等
			基準財政需要額 【財政-17参照】	<ul style="list-style-type: none"> 地方交付税に準じ、各経費の種類について、単位費用に測定単位や補正係数を乗じて得た額を積み上げる 大阪特有の実情を反映するため生活保護等の扶助費の実額を加算する 大阪市が過去に発行した地方債の償還に係る費用のうち特別区負担分を全額算入する 					
	基準財政収入額 【財政-18参照】	<ul style="list-style-type: none"> 地方交付税に準じた対象税目に基準税率を乗じる 標準的な地方税収入×基準税率85%+地方譲与税等 							
特別交付金	6%	<ul style="list-style-type: none"> 各特別区の特別な需要等※2に応じて配分 特別区設置後の当面の間は、サービスの継続性や安定性に重点を置いて配分 							
大阪府へ配分	21.3%	<ul style="list-style-type: none"> 事務分担（案）に応じて大阪府に配分 							

※1 特別区の設置から10年間は、上記により配分される特別区財政調整交付金に、各年度20億円を特別加算

※2 最初の庁舎整備に限り、庁舎整備に係る特別区債の元利償還金の一部について特別交付金で財政措置
（具体的な算定ルールの設定については、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議して定める）

2 財政調整制度の設計 ～普通交付金の算定【特別区間の配分】～

(1) 基準財政需要額（各特別区）の算定方法

所定の普通交付金総額を各特別区に配分するため、標準的な行政経費や義務的経費から順に基準財政需要額を算定

(ア) 地方交付税の算定に準拠

地方交付税に準拠して積上げ算定

- 個別算定経費
 - ・土木費（道路橋りょう費、公園費など）
 - ・教育費（小学校費、中学校費など）
 - ・厚生費（生活保護費、社会福祉費など）
 - ・総務費（徴税费、地域振興費など） など
- 包括算定経費 ※人口、面積に応じて算定
- 公債費（特別区設置後の新発分）

特別区（中核市並み）の標準的な水準における行政を行うために必要となる一般財源を算定

$$\text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数}$$

（測定単位 1 当たり費用） （道路延長や人口など） （人口規模等の段階補正など）

※地方交付税の法令に定められた単位費用及び測定単位を基本に算定

(イ) 大阪特有の実情を反映するため生活保護費等の義務度の高い経費を加算

生活保護費、児童扶養手当

$$\text{前年度決算額} - \text{地方交付税に準拠して算定した額（重複分）}$$

既発債の償還に伴い公債費が減少していく分、(ア) (イ) (エ) の算定を増加させて交付金を配分するため、単独事業や新たな起債の償還等に充当可能となる

(ウ) 大阪市内で発行した地方債（既発債）の償還に係る費用を全額加算

大阪市内で発行した地方債の償還に係る費用（既発債の公債費）のうち特別区負担分

$$\text{既発債の公債費（特別区負担分）} - \text{目的税交付金による負担分・公債費に充当する特定財源※}$$

※住宅使用料、駐車場収益、阿倍野再開発事業賃料、此花西部臨海保留地使用料等

(エ) 単独事業枠

単独で事業を行う財源枠※

人口按分

※留保財源【財政-18参照】とあわせて特別区長の政策選択に活用 事業例として、大阪市内で実施している単独事業（敬老パス、医療費助成、幼児教育無償化など）などが想定される

(2) 基準財政収入額（各特別区）の算定方法

標準的な地方税収入

- 個人市町村民税 ※1
- 軽自動車税
- 市町村たばこ税
- 利子割交付金
- 配当割交付金
- 株式等譲渡所得割交付金
- 地方消費税交付金 ※2
- 自動車税環境性能割交付金 ※3
- 地方特例交付金

- ・地方交付税に準じ、法定普通税を主体とした標準的な地方税収入を対象税目とする
- ・基準税率は、85%（地方自治法施行令第210条の12第1項）
（残り15%は、各特別区が独自施策等を行うための留保財源）

標準的な地方税収入

×

基準税率85%

- ※1 個人市町村民税のうち、三位一体改革における所得税から個人市町村民税への税源移譲分は、基準税率100%
- ※2 地方消費税交付金のうち、社会保障施策に要する経費に充てることとされた地方消費税の税率引き上げ分は、基準税率100%
- ※3 令和元年度に自動車取得税交付金が廃止され、自動車税環境性能割交付金が創設

地方譲与税等

- 地方揮発油譲与税
- 自動車重量譲与税
- 航空機燃料譲与税
- 交通安全対策特別交付金

地方譲与税等

×

100%

2 財政調整制度の設計 ～目的税交付金制度の創設～

- 大阪府が徴収する目的税二税（都市計画税・事業所税）は、大阪市の過去の事業への充当実績を勘案し、事務分担（案）に応じて、特別区と大阪府双方の事業に充当することとし、交付金により特別区に配分
- 特別区と大阪府の配分割合は、特別区53%、大阪府47%（過去3年間の平均値）
- なお、特別区設置の日までの充当事業の状況など踏まえて、必要に応じて知事と市長で調整するものとする

（1）目的税交付金制度の概要

交付金の財源	都市計画税 560億円、事業所税 273億円（H28年度決算）
特別区と大阪府の配分算定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市の過去の事業実績を勘案し、配分割合は、特別区53%、大阪府47%（過去3年間の平均値） ・ 特別区設置の日までの充当事業の状況などを踏まえて、必要に応じて知事と市長で調整
各特別区への配分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口及び面積といった客観的指標で配分 ・ 既存事業に係る財政負担に配慮（既に着手済みの連続立体交差・区画整理事業等）
交付金の使途	地方税法に定める都市計画税及び事業所税の使途とする

（2）目的税二税の充当事業を特別区と大阪府に配分（H28年度決算ベース試算）

	配分先	充当事業	充当額
都市計画税	特別区	街路・再開発・区画整理・都市公園・高速鉄道・鉄道整備	349億円
	大阪府	街路・都市公園・高速道路	211億円
事業所税	特別区	河川・橋りょう・公園・街路・区画整理・廃棄物処理施設・社会福祉施設・学校施設・教育文化施設・高速鉄道(地下鉄エレベーター設置補助等)	115億円
	大阪府	河川・橋りょう・文化推進施策・公園・街路・下水道	158億円

（参考）過去3年間の実績

		都市計画税	事業所税	配分割合
H26	特別区	51%	68%	57%
	大阪府	49%	32%	43%
H27	特別区	52%	41%	48%
	大阪府	48%	59%	52%
H28	特別区	62%	42%	56%
	大阪府	38%	58%	44%
3年平均	特別区	55%	50%	53%
	大阪府	45%	50%	47%

※端数処理のため、平均が一致しないことがある

2 財政調整制度の設計 ～公債費（既発債）について～

- 「財産・債務の承継（案）」のとおりに、発行済みの大阪市債は、大阪府に一元化して承継し、償還することを基本とする
- 償還に係る公債費の負担割合は、特別区が72%、大阪府28%（既発債の残高を事務分担（案）により区分）
- 各特別区及び大阪府の負担額は、財政調整（※）により必要な財源を確保
- 既発債の公債費は毎年減少。この減少分に充てていた財源は、新規発行債の償還等に充当可能

◆ H28年度末市債残高の内訳（一般会計）

（億円）

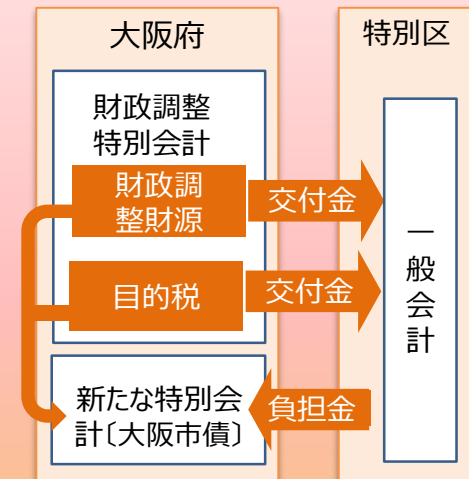
区 分		特別区	大阪府
普通債	まちづくり・都市基盤整備	14,565	6,457
	うち道路・橋りょう・街路等	4,471	1,699
	住宅	2,119	0
	鉄道	2,041	1,877
	港湾	1,628	1,628
	公園	1,122	477
	教育	1,207	149
	うち幼稚園・小中学校	988	0
	消防・防災	296	217
	産業・市場・都市魅力	1,082	816
	うち文化・スポーツ施設等	589	359
	健康・保健・環境（一般廃棄物施設等）	925	584
	こども・福祉（老人福祉・生活福祉等）	440	0
	住民生活・自治体運営（本庁舎・区庁舎等）	325	0
計	18,840	8,222	
その他	臨時財政対策債・減収補てん債等	10,527	0
計	29,367	21,145(72%)	8,222(28%)
対象から除外	H30年度までに廃止・償還満了	44	—
合計	29,411	—	—

※事務分担（案）をベースに特別区と大阪府に分類
※端数処理の関係で、内訳と合計が合わない場合がある

※財政調整による必要な財源の確保方法

- 財政調整交付金の配分（各特別区へは人口を基本に按分し、財政調整交付金（普通交付金）の基準財政需要額に全額算入することにより償還財源を保障）
- 目的税交付金の配分（大阪市の過去の充当実績に基づき配分）

（参考）公債費償還の仕組み



2 財政調整制度の設計 ～透明性の確保～

(1) 透明性の高い会計の仕組み

○「財政調整特別会計（仮称）」の設置

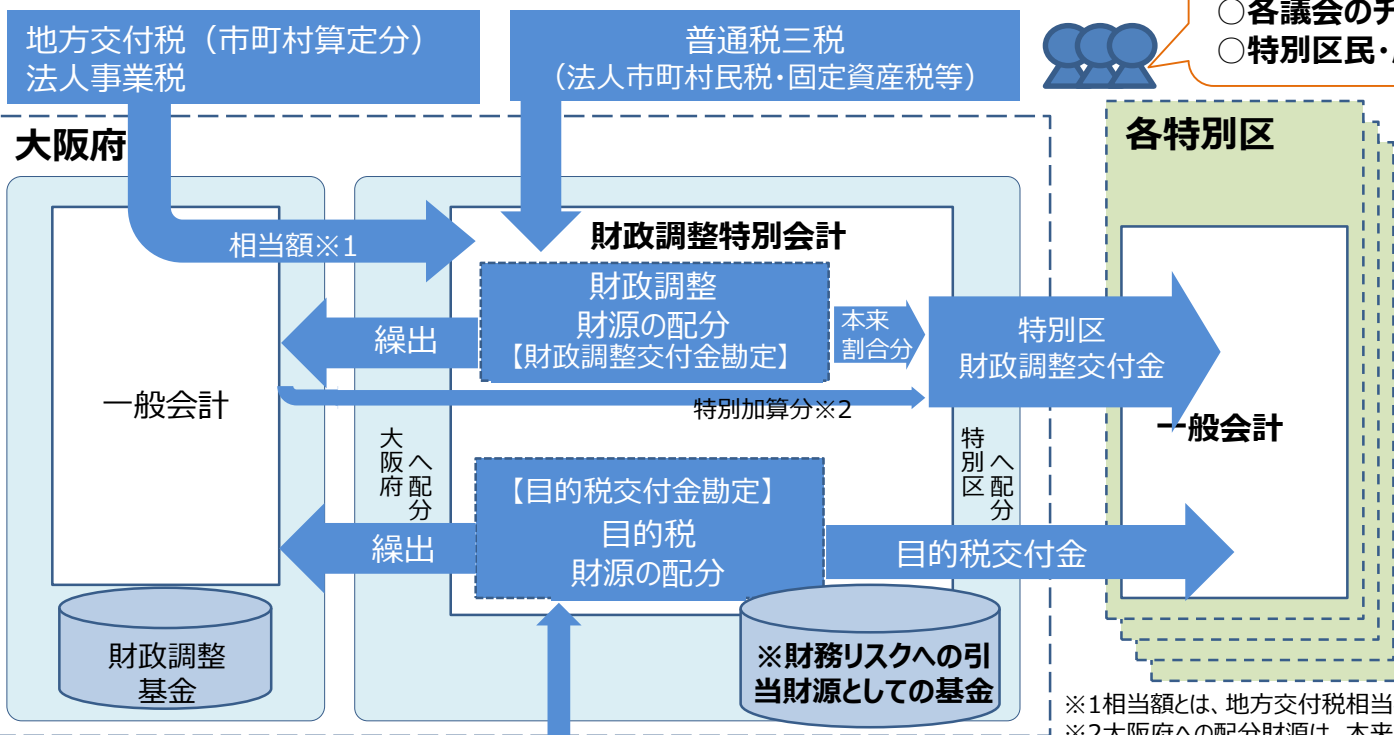
- 財政調整制度における特別区と大阪府に係る経理は全て「財政調整特別会計」で行う
- 大阪府への配分も、「財政調整特別会計」を経由した上で、大阪府の一般会計等に繰出すなどの手法※
- 財務リスク（損失補償の債務）への引当財源として大阪府に承継した基金を管理

※「目的税交付金」についても同様の手法



東京と比べ、財政調整財源（普通税三税）・目的税二税を直接特別会計で歳入し、特別区と大阪府に係る経費は全て特別会計で経理するなど、より透明性が高い仕組みを構築

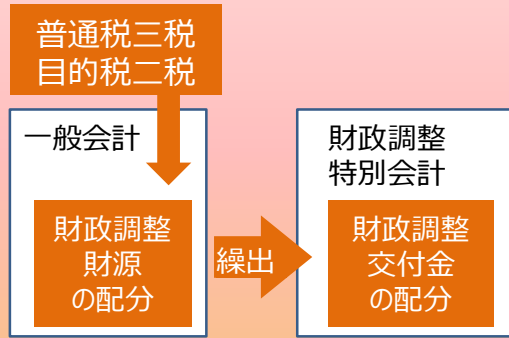
財政調整財源の流れ



- 大阪府・特別区協議会(仮称)の検証
- 各議会のチェック（予算・決算）
- 特別区民・府民のチェック（資料の公表）

(参考) 東京都の会計の仕組み

- ・財政調整財源を一般会計で歳入
- ・財政調整交付金の総額のみを特別会計へ繰出し



目的税交付金の流れ

目的税二税（都市計画税・事業所税）

※1相当額は、地方交付税相当額（市町村算定分）と法人事業税交付金相当額の合計額をいう
 ※2大阪府への配分財源は、本来の配分割合に基づき、一般会計へ繰出し。その上で、特別加算分については、大阪府の一般会計から「財政調整特別会計」を経由し、本来割合分と一体の財政調整交付金として各特別区に交付

(2) 大阪府・特別区協議会(仮称)における検証・協議

◆財政調整財源の特別区と大阪府間の配分割合

【基本的な考え方】

- 特別区と大阪府間の配分割合が適正であることについて、原則として大阪府側が説明責任を負う
- 大阪府に配分された財源は、現在大阪市が担っている広域的な役割を果たすための事業に充当
- 税制改正など地方財政制度に大きな変更があった場合には適宜協議

【毎年度の検証】

- 大阪府は、財政調整制度の運用状況や大阪府に配分された財政調整財源の充当状況などを公表し、大阪府・特別区協議会(仮称)に報告
- 大阪府の報告内容や、特別区の財政状況、その他社会情勢等を踏まえて、協議会で検証
- 特別区から意見や協議の要請があれば、協議会で議論を行い、必要に応じて協議
- 配分割合を変更する場合は、府条例を改正

◆特別区間の交付基準

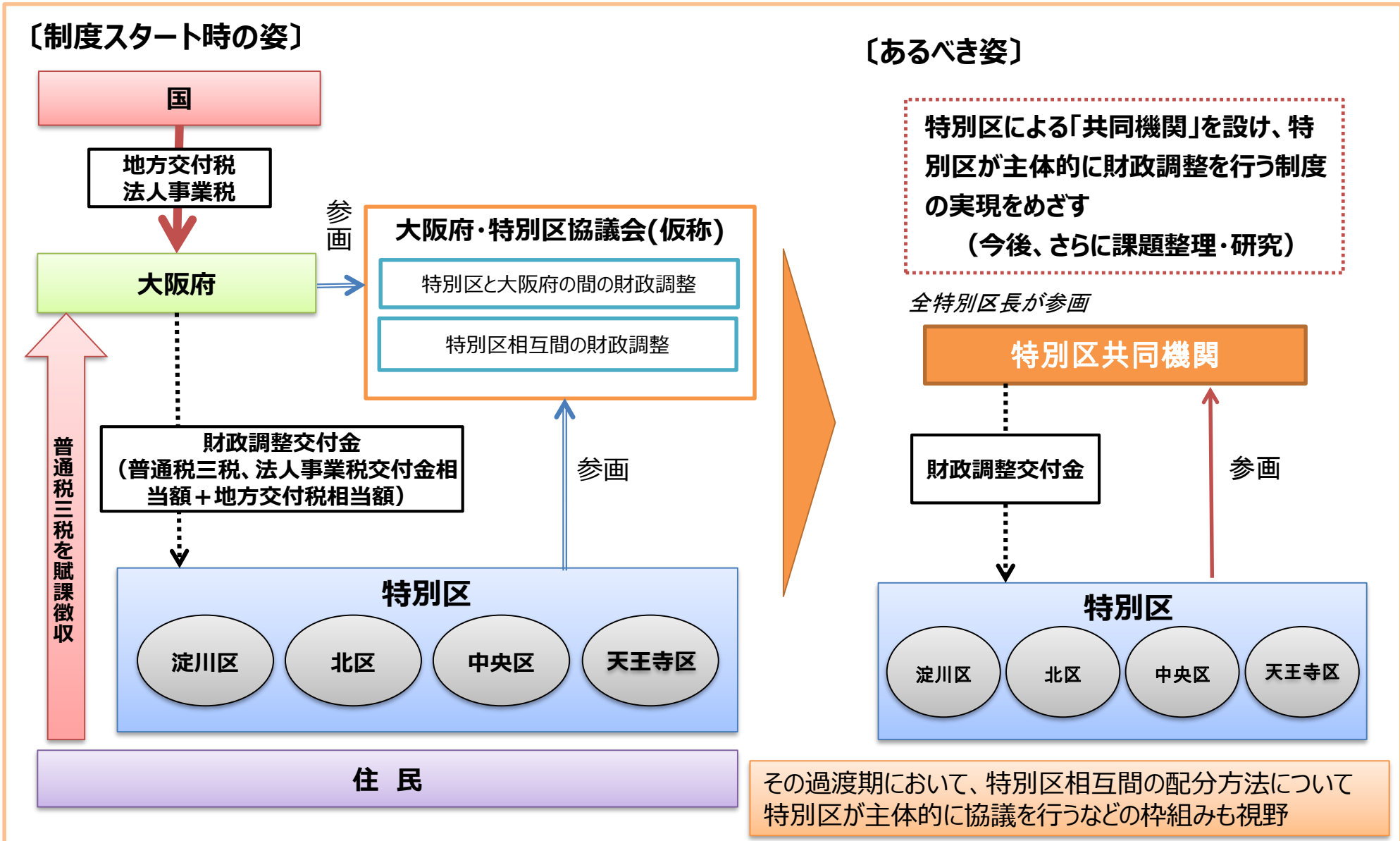
○地方交付税制度や地方財政計画の動向等を踏まえて、毎年度精査

- 基準財政需要額の算定
 - ・地方交付税の算定に準拠する分（算入する経費の種類、単位費用、測定単位、補正係数等）
 - ・大阪の実情を反映するため加算する分（生活保護等）
- 普通交付金と特別交付金の割合

◆財政調整の将来的なあり方 特別区が主体的に財政調整を行う制度をめざす

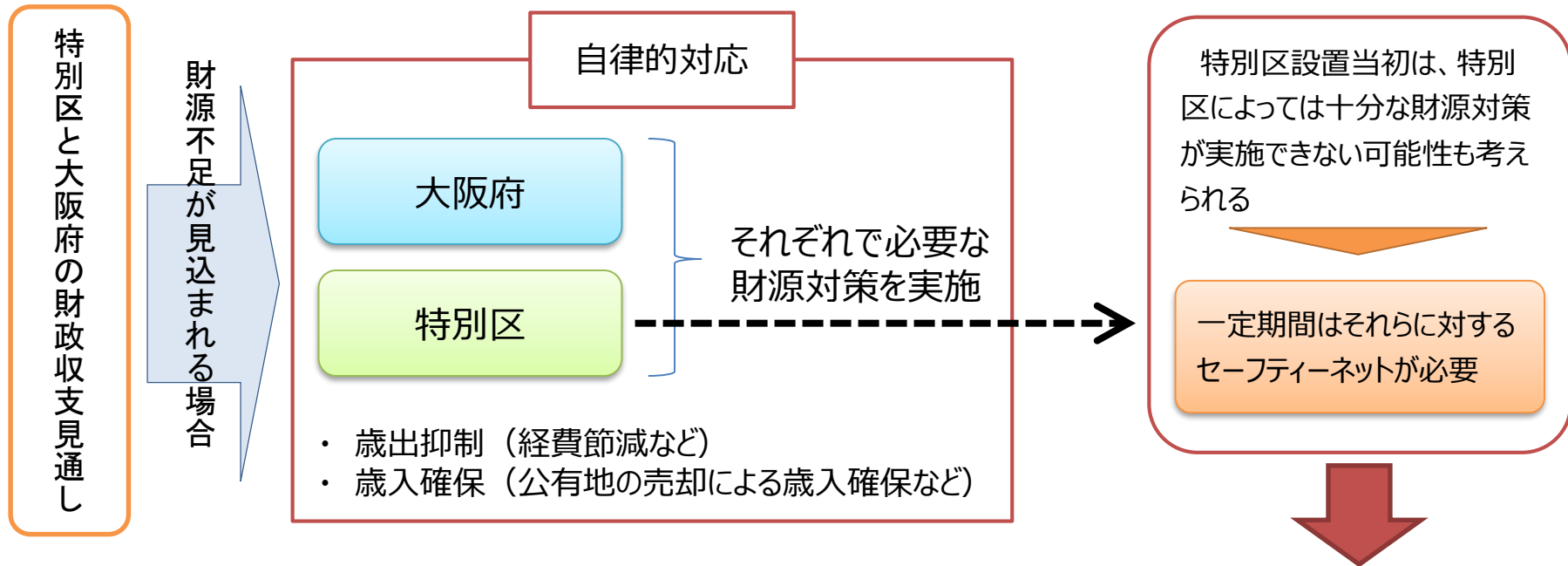
2 財政調整制度の設計 ～透明性の確保～

(参考) 財政調整制度のイメージ図



2 財政調整制度の設計 ～財源不足が生じた場合の当面の対応～

- 特別区財政調整交付金の交付のほか、必要に応じて、財務リスクへの引当財源として大阪府が管理する基金の活用により、特別区の財政運営が円滑に行われる仕組みを検討



財務リスクへの引当財源の取扱い

- ・ 大阪府が承継する財政調整基金は、大阪府に承継した財務リスク（損失補償の債務）の引当財源として大阪府が管理するもの
- ・ 特別区の共有の財産として大阪府が管理するが、毎年度減少する損失補償相当額は、特別区に配分することを基本としつつ、引当中の財源についても各特別区の財政運営の状況に応じて活用（借入）することも検討

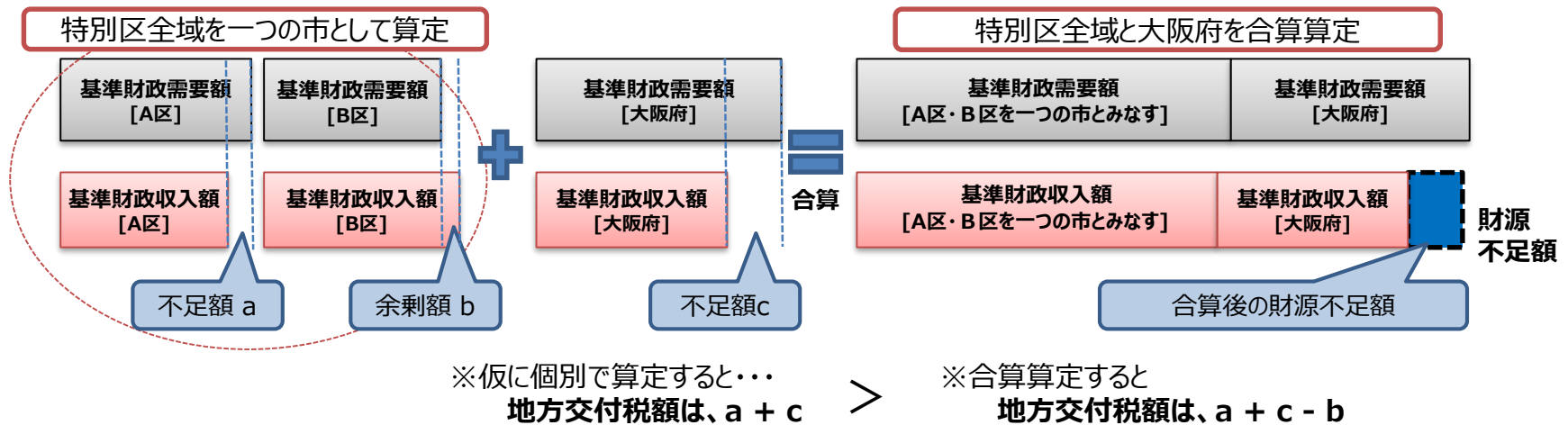
(参考) 地方交付税の合算算定

◆地方交付税法上、特別区全域を一つの市とみなし、大阪府と合わせて合算算定

○地方交付税法では、都の特例として、都全域を道府県とみなし、特別区全域を一つの市とみなして、それぞれに算定した基準財政需要額及び基準財政収入額の各合算額を都の交付税算定として用いるとされる

◆合算算定の概略

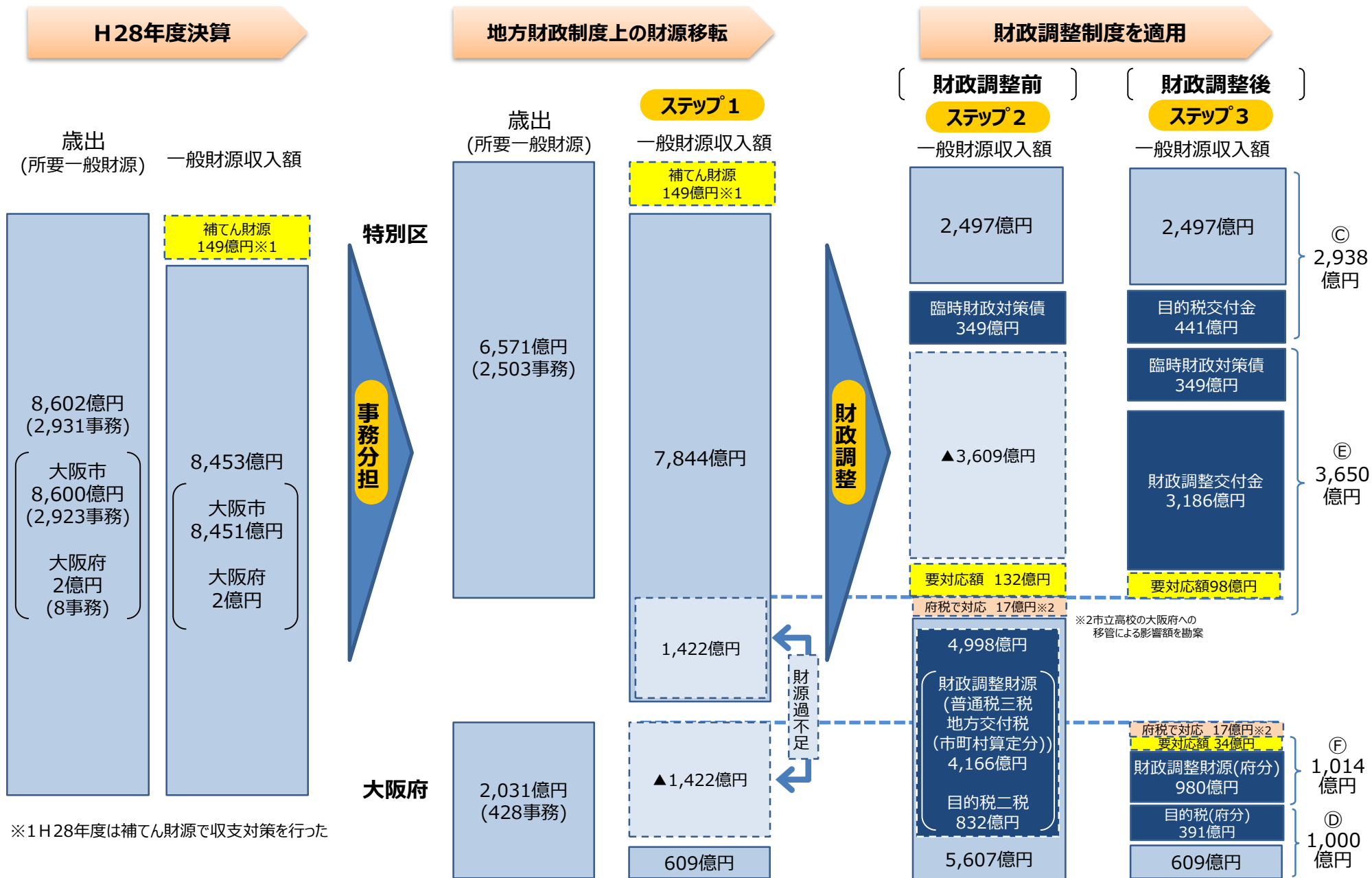
特別区全域を一つの市とみなすため、現行の算定方法と大きく変わることがなく、地方交付税総額が増えない



<地方制度調査会答申（H25.6.25）>

- ・ 道府県における特別区の設置によって、国や他の地方公共団体の財政に影響が生じないよう特に留意すべき
- ・ 指定都市を特別区に分割した場合、現行制度と同様に、地方交付税の算定については、特別区を一つの市とみなすことが必要
- ・ 道府県と特別区の事務の分担や税源の配分が一般の道府県と市町村と異なることから、現行の都区合算制度と同様の仕組みによることが基本となることに留意すべき

(参考) 財政調整のイメージ (H28年度決算ベース試算)



(参考) 特別区への財源配分の充実

◆考え方

- 財政調整制度による特別区と大阪府の財源配分に当たっては、**事務の分担に応じて財源を配分することを基本とする**
- ただし、本協議会における協議を踏まえ、**特別区設置期において住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区に対して追加的な財源配分の措置を講ずる**
- 上記の趣旨から、追加的な財源配分は特別区設置期の経過措置とし、特別区・大阪府双方に引き継がれる住民サービスの維持の要請を考慮したものとする

◆特別区財源充実の内容

- 1 決算額の積上げに基づく配分割合（過去3年間の平均値）を基本割合とした上で、**特別区の設置から10年間にわたり各年度20億円規模の財源を追加配分**

- ① 追加配分の規模は、特別区設置によるイニシャルコストとランニングコスト（10年間）の規模も勘案
- ② 特別区財政調整交付金の総額に定額を特別加算するよう、大阪府条例に明記

- 2 **市立高校の大阪府への移管により、特別区の財源を継続的に充実**（各年度17億円程度^(※)）

* 移管前の年度における決算額の積上げに際して影響額を勘案し、財政調整財源の配分割合を算定
 （この措置は、今後府市の両議会の議決を経て、特別区設置の日までに移管が行われた場合に適用）

※ 市立高校にかかる経費（公債費含む）の額から同経費にかかる移転財源の額を差し引いた額（一定の前提で試算）

1, 2あわせると

特別区素案に比べ各年度37億円規模の財源が充実（特別区設置後10年間）
（継続分含む15年間累計 455億円）

充実分の財源は、特別区の判断で自由に活用することが可能

【参考】特別区における設置コスト（特別区設置後）（システム、庁舎、街区表示板等）
 ・ イニシャルコスト 43億円 + ランニングコスト 17億円×10年 = 213億円

3 財政調整制度の検証

(1) 財政調整制度の検証を行うにあたって

- 財政調整制度は、大阪市が現在実施している住民サービスを特別区と大阪府が適切に提供できるよう、特別区と大阪府の事務分担（案）や、特別区間における税源格差などに対応するための制度として設計
- 財政調整の結果を、H28年度決算データを用いて検証
- 下記の視点で、各特別区の状況について検証

収支の状況

✓ すべての特別区において収支が均衡するか

税の偏在の解消状況

✓ 特別区間の歳入格差が、大阪府内都市間の格差や大阪市隣接9市間の格差と同程度となるか

裁量経費の配分状況

✓ 特別区間の裁量経費の格差が大阪府内都市間の格差や大阪市隣接9市間の格差と同程度となるか

■ 前提条件

歳入及び歳出	<ul style="list-style-type: none"> ・ H28年度の一般会計決算を用いて算定（税等一般財源ベース、補てん財源※を含まない） <p style="text-align: right;">※ 補てん財源・・・不用地等売却代や財政調整基金など</p>
地方交付税の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方交付税額は、H28年度における大阪市の算定額をベースに算定 ・ 特別区（中核市並み）の標準的な行政水準における補正係数等を適用 <p style="text-align: center;">※大阪府への移管事務は、原則、都道府県分として算定するが、算定項目のない消防・下水道は市町村分で算定</p>
財政調整財源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税及び地方交付税相当額
特別区と大阪府間の配分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政調整財源の配分割合は、特別区78.3%、大阪府21.7% <li style="text-align: center;">※H28年度の一般会計決算をベースにした検証のため、3年平均の値ではなくH28年度(単年度)の値を用いている ・ 公債費の負担割合は、特別区72%、大阪府28%
財政調整交付金の配分（特別区間の配分）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通交付金94%、特別交付金6% ・ 基準財政需要額の算定は、地方交付税に準ずる（生活保護費などの義務度の高い経費を加算（生活保護費、児童扶養手当）） ・ 基準財政収入額の算定は、地方交付税に準ずる（標準税等の算入率は85%）
目的税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市の過去の充当実績をもとに特別区と大阪府へ配分 ・ 配分割合は、特別区53%、大阪府47%

※ 現行の各行政区別の決算が存在しないため、H28年度における一般会計決算額を各行政区で把握可能なものは積み上げ、把握が困難なものは人口按分等により推計を行った

※ 本資料の各表においては、表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがある

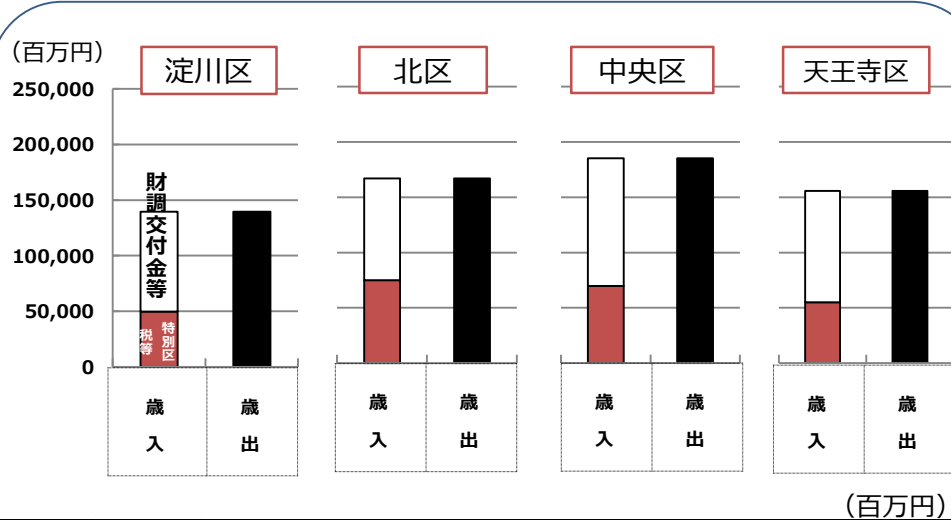
※ H28年度の一般会計決算では、補てん財源が活用されたため、一般財源ベースでの歳出額は、各特別区での行財政改革等の対応を前提にその分（98億円）減少させて検証を実施

3 財政調整制度の検証

(2) 検証結果

① 収支の均衡状況 ※ 内訳については、財政-33.34参照

○すべての特別区が収支均衡

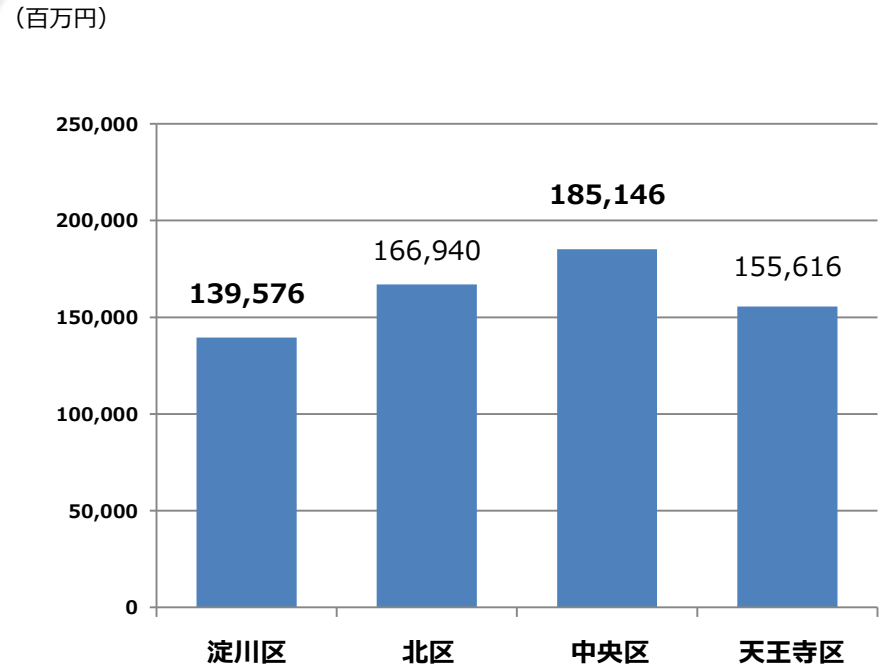


	歳出 [A]	歳入					歳入計 [B~F] [G]	収支差 [G-A]
		特別区 税等 (自主財源) [B]	目的税 交付金 [C]	財政調整交付金		臨時 財政 対策債 [F]		
				普通 交付金 [D]	特別 交付金 [E]			
淀川区	139,576	49,753	10,638	66,544	4,882	7,759	139,576	0
北区	166,940	75,030	11,573	67,697	4,756	7,883	166,940	0
中央区	185,146	69,742	11,926	87,807	5,426	10,244	185,146	0
天王寺区	155,616	55,107	9,981	77,442	4,052	9,034	155,616	0
合計	647,278	249,632	44,118	299,490	19,116	34,921	647,278	0

収支均衡

② - 1 歳入規模 ※ 内訳については、財政-33.34参照

○最小区で概ね東大阪市並みの歳入規模
・最大区:中央区(1,851億円) 最小区:淀川区(1,396億円)



(参考)

【財政-36参照】

大阪府内の政令指定都市・中核市の歳入規模

- 政令指定都市・堺市 (1,972億円)
- 中核市・東大阪市 (1,151億円) ・豊中市 (883億円)
- ・枚方市 (808億円) ・高槻市 (698億円)

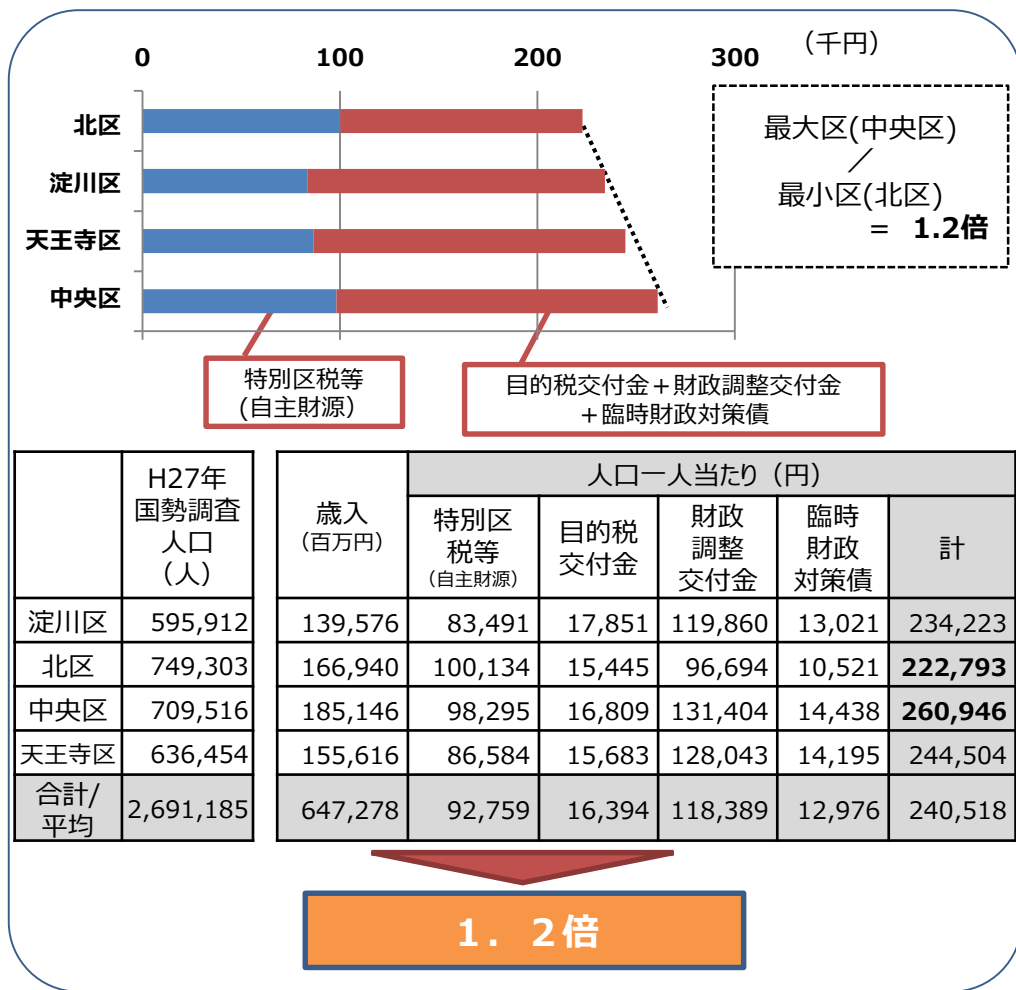
※ H28年度の一般会計決算では、補てん財源が活用されたため、一般財源ベースでの歳出額は、各特別区での行財政改革等の対応を前提にその分(98億円)減少させて検証を実施

② - 2 人口一人当たりの歳入

※ 内訳については、財政-33.34参照

○格差は1.2倍

・最大区:中央区(260,946円) 最小区:北区(222,793円) 格差1.2倍



(参考)

大阪府内都市の歳入状況

最大:泉佐野市 (261,403円)

最小:茨木市 (191,321円)

格差**1.4倍**

大阪市隣接9市※1の歳入状況

最大:摂津市 (256,025円)

最小:吹田市 (198,939円)

格差**1.3倍**

東京特別区の歳入状況

最大:港区 (392,545円) ※2

最小:世田谷区 (206,413円)

格差**1.9倍**

【財政-36.37参照】

※1 堺市は政令指定都市であるため隣接市から除いている

※2 数値の突出した千代田区 (619,972円) 格差3.0倍を除く

3 財政調整制度の検証

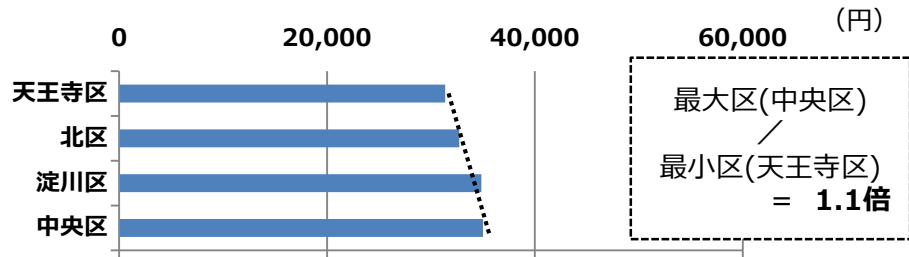
③人口一人当たりの裁量経費

※ 内訳については、財政-33.34参照

○格差は1.1倍

・最大区:中央区(35,012円) 最小区:天王寺区(31,376円) 格差1.1倍

- ※ 裁量経費の定義については、財政-35参照
- ※ 大阪府内都市間・大阪市隣接9市間は、地方財政状況調査（普通会計）ベース・基準税率75%、特別区は一般会計ベース・基準税率85%であるため、額の大きさ自体について単純比較はできない（都市間の格差を比較するもの）
- ※ 歳出内容を特別区にあわせるため、特別区で実施しない消防、上下水道、病院、高等学校、特別支援学校、港湾にかかる費用は控除



	H27年 国勢調査 人口 (人)	歳入 [A] (百万円)	基準財政 需要額 [B] (百万円)	裁量経費 [A-B] (百万円)	人口 一人 当たり (円)
淀川区	595,912	139,576	118,808	20,768	34,851
北区	749,303	166,940	142,422	24,518	32,721
中央区	709,516	185,146	160,304	24,841	35,012
天王寺区	636,454	155,616	135,647	19,969	31,376
合計/平均	2,691,185	647,278	557,181	90,097	33,478

1.1倍

(参考)

大阪府内都市の裁量経費の状況

最大：箕面市(92,399円)※1

最小：貝塚市(39,968円)

格差 **2.3倍**

大阪市隣接9市※2の裁量経費の状況

最大：摂津市(86,769円)

最小：八尾市(49,066円)

格差 **1.8倍**

【財政-38参照】

※1 数値の突出した泉佐野市（214,282円）格差5.4倍を除く

※2 堺市は政令指定都市であるため隣接市から除いている

参考資料

資料名	ページ
特別区の歳入・歳出・裁量経費	財政-33
この財政調整制度の検証における「裁量経費」について	財政-35
大阪府内都市の歳入状況	財政-36
東京特別区の歳入状況	財政-37
大阪府内都市の裁量経費の状況	財政-38

■ 特別区の歳入・歳出・裁量経費

【特別区の歳入】

(千円)

	自主財源 (内訳次ページ)			財政調整財源					目的税 交付金	歳入合計
	特別区税	譲与税等	計	普通交付金	特別交付金	小計	臨時財政 対策債	計		
淀川区	35,263,934	14,489,377	49,753,311	66,544,022	4,882,174	71,426,196	7,759,291	79,185,487	10,637,654	139,576,452
北区	54,498,172	20,532,302	75,030,474	67,696,876	4,756,373	72,453,249	7,883,136	80,336,385	11,572,943	166,939,802
中央区	48,015,341	21,726,178	69,741,519	87,807,141	5,426,242	93,233,383	10,244,336	103,477,719	11,926,469	185,145,707
天王寺区	40,390,303	14,716,595	55,106,898	77,441,776	4,051,582	81,493,358	9,034,232	90,527,590	9,981,257	155,615,745
合 計	178,167,750	71,464,452	249,632,202	299,489,815	19,116,371	318,606,186	34,920,995	353,527,181	44,118,323	647,277,706

【特別区の歳出】 (千円)

	歳出合計
淀川区	139,576,452
北区	166,939,802
中央区	185,145,707
天王寺区	155,615,745
合 計	647,277,706

【特別区の裁量経費 (財源)】

(千円)

	歳入 [A]	基準財政需要額 [B]		裁量経費 [A - B]
		計	うち生保等加算	
淀川区	139,576,452	118,808,283	863,856	20,768,169
北区	166,939,802	142,421,605	855,661	24,518,197
中央区	185,145,707	160,304,448	4,499,353	24,841,259
天王寺区	155,615,745	135,646,617	1,720,047	19,969,128
合 計	647,277,706	557,180,953	7,938,917	90,096,753

【特別区の自主財源の内訳】

(千円)

	特別区税				地方譲与税			
	個人区民税	軽自動車税	区たばこ税	計	地方揮発油 譲与税	自動車重量 譲与税	航空機燃料 譲与税	計
淀川区	28,902,003	378,251	5,983,680	35,263,934	321,970	780,309	0	1,102,279
北区	45,365,718	422,260	8,710,194	54,498,172	331,485	803,367	0	1,134,852
中央区	37,958,490	417,991	9,638,860	48,015,341	368,224	892,405	0	1,260,629
天王寺区	34,241,000	427,454	5,721,849	40,390,303	302,331	732,712	0	1,035,043
合 計	146,467,211	1,645,956	30,054,583	178,167,750	1,324,010	3,208,793	0	4,532,803

(千円)

	税交付金						交付金など			自主財源 合計
	利子割 交付金	配当割 交付金	株式等 譲渡 所得割 交付金	地方消費税 交付金	自動車 取得税 交付金 (旧法含む)	計	交通安全 対策特別 交付金	地方特例 交付金	計	
淀川区	102,158	372,500	220,501	11,855,856	439,530	12,990,545	77,449	319,104	396,553	49,753,311
北区	160,351	584,695	346,106	17,245,825	452,498	18,789,475	107,098	500,877	607,975	75,030,474
中央区	134,169	489,224	289,594	18,521,695	502,777	19,937,459	108,995	419,095	528,090	69,741,519
天王寺区	121,029	441,314	261,234	11,974,863	412,564	13,211,004	92,498	378,050	470,548	55,106,898
合 計	517,707	1,887,733	1,117,435	59,598,239	1,807,369	64,928,483	386,040	1,617,126	2,003,166	249,632,202

※ H28年度の一般会計決算では、補てん財源が活用されたため、一般財源ベースでの歳出額は、各特別区での行財政改革等の対応を前提にその分（98億円）減少させて検証を実施

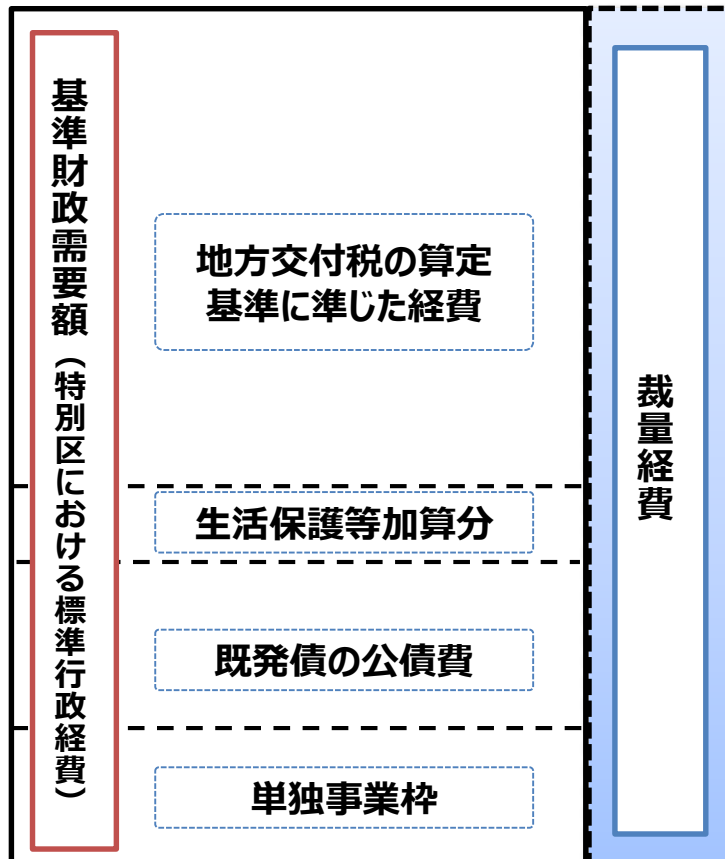
■ この財政調整制度の検証における「裁量経費」について

◆ 特別区長が将来にわたってマネジメントできる財源として、財政調整交付金制度における基準財政需要額（標準的な行政サービスを行うのに必要な経費）を超える財源を裁量経費として算定

※ 裁量経費には人件費や公債費などの義務的経費が含まれているが、これらは標準行政を超える事業に要した経費であり、時間軸を設定すれば他の施策への振替も可能であることから、特別区長の政策選択の余地は存在している

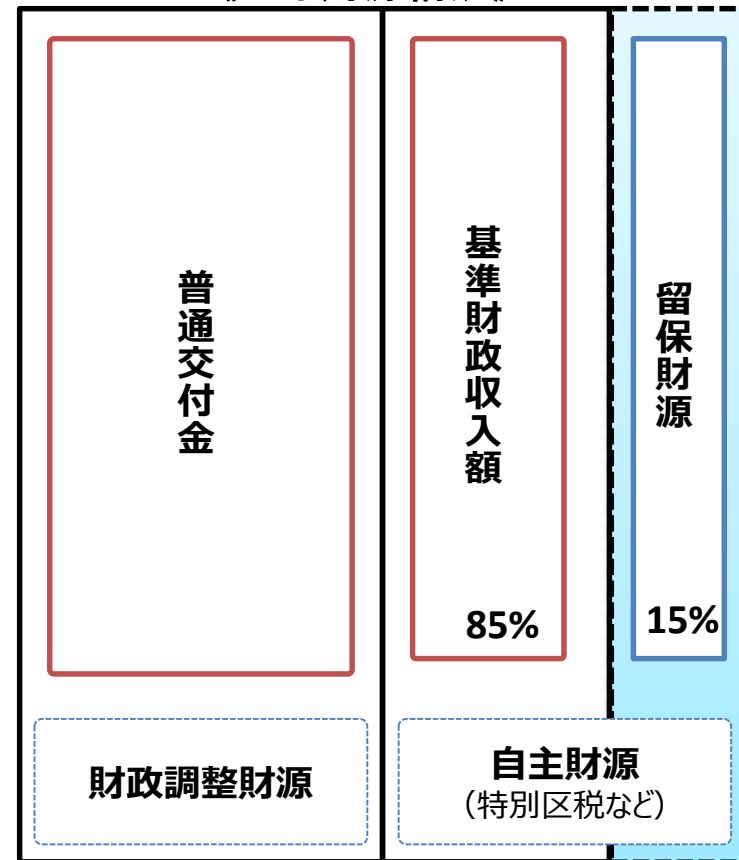
歳出と財源構成のイメージ

《歳出》



※裁量経費と単独事業枠は特別区長の政策選択に活用

《主な財源構成》



※図を簡素化するため、特別交付金・目的税交付金を除いている

■ 大阪府内都市の歳入状況

○ 大阪府内都市間の人口一人当たりの歳入状況を比較すると1.4倍の格差、
大阪市隣接9市間でも1.3倍の格差

	歳入（百万円）				人口一人当たり（円）	
	地方税	譲与税等	地方交付税等	合計	地方税	合計
堺市	132,381	25,665	39,156	197,202	157,726	234,957
岸和田市	24,434	4,244	16,083	44,762	125,362	229,653
豊中市	68,049	10,172	10,032	88,253	172,066	223,154
池田市	16,522	2,400	4,575	23,498	160,305	227,980
吹田市	65,540	8,109	847	74,496	175,021	198,939
泉大津市	11,416	1,741	4,733	17,890	150,417	235,708
高槻市	50,105	7,508	12,192	69,805	142,413	198,406
貝塚市	11,558	1,944	5,960	19,462	130,310	219,426
守口市	21,488	3,123	9,135	33,746	150,220	235,918
枚方市	55,825	8,566	16,381	80,772	138,129	199,855
茨木市	45,315	6,239	2,022	53,576	161,822	191,321
八尾市	38,240	6,038	13,686	57,964	142,262	215,639
泉佐野市	21,135	2,415	2,843	26,393	209,331	261,403
富田林市	13,481	2,507	7,429	23,417	118,275	205,444
寝屋川市	28,730	4,852	14,436	48,018	120,960	202,164
河内長野市	12,182	2,305	7,237	21,724	113,867	203,055
松原市	13,650	2,548	9,640	25,838	113,041	213,981
大東市	16,790	2,725	5,712	25,227	136,262	204,733
和泉市	23,200	4,161	9,688	37,049	124,656	199,073
箕面市	23,502	2,946	1,830	28,278	176,160	211,960

	歳入（百万円）				人口一人当たり（円）	
	地方税	譲与税等	地方交付税等	合計	地方税	合計
柏原市	8,755	1,554	5,479	15,788	123,114	222,021
羽曳野市	12,525	2,420	9,599	24,543	111,151	217,809
門真市	17,714	2,921	8,342	28,977	143,341	234,486
摂津市	18,690	2,069	1,005	21,764	219,860	256,025
高石市	10,156	1,298	2,472	13,926	179,663	246,357
藤井寺市	7,929	1,398	5,101	14,427	121,168	220,475
東大阪市	76,010	11,310	27,779	115,099	151,179	228,924
泉南市	8,873	1,455	3,730	14,059	142,115	225,163
四條畷市	6,808	1,177	4,368	12,353	121,407	220,285
交野市	9,373	1,661	4,298	15,332	122,633	200,595
大阪狭山市	7,361	1,275	3,555	12,191	127,368	210,952
阪南市	5,761	1,127	4,851	11,739	106,138	216,290
合計	883,498	139,872	274,198	1,297,568	148,070 (平均)	217,466 (平均)

大阪府内都市

最大市/最小市（倍）

2.1

1.4

大阪市隣接9市

最大市/最小市（倍）

1.9

1.3

・堺市は政令指定都市であるため隣接市から除いている

・特別区との比較を考慮して、宝くじ収益金は除いている

■ 東京特別区の歳入状況

○ 東京特別区間の人口一人当たりの歳入状況を比較すると1.9倍の格差 ※

	歳入（百万円）				人口一人当たり（円）	
	区税	譲与税等	財政調整 交付金	合計	区税	合計
千代田区	18,442	11,732	6,036	36,210	315,749	619,972
中央区	26,441	10,729	14,312	51,482	187,279	364,644
港区	76,826	15,788	2,885	95,500	315,790	392,545
新宿区	45,583	13,940	28,348	87,871	136,656	263,434
文京区	32,006	6,928	17,156	56,091	145,666	255,280
台東区	20,962	6,510	29,569	57,041	105,828	287,978
墨田区	23,273	7,140	39,968	70,381	90,812	274,630
江東区	49,986	14,054	58,096	122,137	100,352	245,201
品川区	46,954	12,232	40,993	100,179	121,373	258,956
目黒区	43,461	7,550	12,822	63,833	156,547	229,927
大田区	73,006	19,936	72,168	165,111	101,810	230,254
世田谷区	119,445	22,582	44,436	186,463	132,225	206,413
渋谷区	48,785	10,118	3,697	62,600	217,273	278,800
中野区	33,159	8,099	36,993	78,250	101,027	238,411
杉並区	63,341	13,792	40,683	117,816	112,308	208,895
豊島区	31,468	8,926	30,405	70,799	108,076	243,157
北区	28,067	8,506	50,206	86,779	82,290	254,427
荒川区	16,725	5,215	38,828	60,768	78,792	286,283
板橋区	44,973	13,785	67,729	126,488	80,036	225,101
練馬区	64,893	17,321	83,027	165,240	89,914	228,953
足立区	47,203	16,750	103,666	167,619	70,440	250,132
葛飾区	33,003	10,874	73,389	117,267	74,514	264,762
江戸川区	52,542	16,483	92,393	161,419	77,121	236,928
合計	1,040,544	278,992	987,804	2,307,340	112,215 (平均)	248,830 (平均)

（出典：H28年度決算統計及び東京都税務統計）

・特別区との比較を考慮して、宝くじ収益金は除いている

最大区／最小区（倍）

4.5

3.0

※数値の突出した千代田区を除いて比較すると

4.5

1.9

大阪府内都市の裁量経費の状況

○ 人口一人当たりの裁量経費を比較すると、大阪府内都市間で2.3倍、
大阪市隣接9市間で1.8倍の格差 ※

裁量経費を特別区にあわせるため、特別区で実施しない消防、上下水道、病院、高等学校、特別支援学校、港湾を除いたベースで算定

(百万円)

	所要 一般 財源 A	基準財政 需要額 (※振替前) B	裁量経費 C = A - B	裁量経費 の比率 C / A	人口一人 当たり 裁量経費 (円)
堺市	182,848	133,914	48,934	26.8%	58,303
岸和田市	41,341	30,392	10,949	26.5%	56,175
豊中市	85,795	58,144	27,652	32.2%	69,919
池田市	20,344	14,277	6,066	29.8%	58,858
吹田市	67,821	46,913	20,908	30.8%	55,833
泉大津市	15,234	11,555	3,679	24.1%	48,471
高槻市	63,023	48,848	14,176	22.5%	40,292
貝塚市	16,657	13,112	3,545	21.3%	39,968
守口市	31,016	23,220	7,796	25.1%	54,500
枚方市	74,419	53,648	20,772	27.9%	51,396
茨木市	48,815	34,705	14,110	28.9%	50,388
八尾市	51,484	38,295	13,189	25.6%	49,066
泉佐野市	36,431	14,795	21,635	59.4%	214,282
富田林市	21,550	16,802	4,747	22.0%	41,650
寝屋川市	45,356	33,986	11,370	25.1%	47,870
河内長野市	20,284	15,648	4,636	22.9%	43,335
松原市	23,925	17,843	6,082	25.4%	50,366
大東市	23,687	17,121	6,566	27.7%	53,288
和泉市	36,116	25,292	10,824	30.0%	58,160
箕面市	30,177	17,850	12,327	40.8%	92,399

	所要 一般 財源 A	基準財政 需要額 (※振替前) B	裁量経費 C = A - B	裁量経費 の比率 C / A	人口一人 当たり 裁量経費 (円)
柏原市	13,855	10,692	3,163	22.8%	44,486
羽曳野市	22,432	17,773	4,660	20.8%	41,351
門真市	26,295	19,970	6,325	24.1%	51,187
摂津市	19,429	12,053	7,376	38.0%	86,769
高石市	13,086	9,060	4,025	30.8%	71,206
藤井寺市	12,862	10,006	2,857	22.2%	43,653
東大阪市	104,478	76,062	28,416	27.2%	56,517
泉南市	13,030	9,510	3,520	27.0%	56,374
四條畷市	11,245	8,376	2,869	25.5%	51,162
交野市	14,685	10,733	3,953	26.9%	51,713
大阪狭山市	11,719	8,513	3,207	27.4%	55,488
阪南市	10,780	8,312	2,467	22.9%	45,458
合計	1,210,220	867,420	342,800	28.3%	57,452 (平均)
大阪府内都市			最大市 / 最小市 (倍)	5.4	
大阪市隣接9市			最大市 / 最小市 (倍)	1.8	

・堺市は政令指定都市であるため隣接市から除いている
※ 数値の突出した泉佐野市を除いて比較すると

大阪府内都市	最大市 / 最小市 (倍)	2.3
大阪市隣接9市	最大市 / 最小市 (倍)	1.8

・H28年度 地方財政状況調査の一般財源等(補てん財源を含む)
・「振替前」とは、基準財政需要額から臨時財政対策債発行可能額に振り替えて減額する前の額をいう